令第二条に規定する額を超えるように定款で定める額とする。

（指定漁船調書）

第二十二条　令第五条第二項の指定漁船調書（その作成に代えて電磁的記録（法第三十九条第四項に規定する電磁的記録をいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）は別記様式第一号、令第六条第一項の書面は別記様式第二号による。

（義務付保の同意に関する通知に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十二条の二　発起人は、令第五条第四項の規定により電磁的方法（法第二十九条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）による通知をしようとするときは、あらかじめ、令第五条第一項の組合に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四条の二各号に規定する電磁的方法のうち発起人が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

2　前項の規定による承諾を得た発起人は、同項の組合から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該組合に対し、当該通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該組合が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第二条に規定する額を超えるように定款で定める額とする。

（指定漁船調書）

第二十二条　令第五条第二項の指定漁船調書は別記様式第一号、令第六条第一項の書面は別記様式第二号による。

（新設）

別記様式第二号を次のように改める。

様式第２号〔第22条〕

同　　意　　書

漁船損害等補償法第112条第1項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべきことにつき、下記御承知の上御同意下さい。

年　　月　　日

発起人　住　所　　氏　名　、

住　所　　氏　名　、

、　、　　、　、

記

1．同意を求める区域は、何何加入区の区域とする。

2．同意があったときは、何何漁業協同組合に対し、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をするものとする。

3．指定漁船に該当するものと認める漁船名及びその所有者名は、次の表に掲げるものである。

4．同意をした者及び同意をした年月日を次の表の該当欄に記入するものとする。

指定漁船に該※当するものと認める漁船名	※　左欄の漁船の所有者名	同　意　者 氏　名 （又　は　名　称）	同意の年月日

（注）※欄には、加入区の区域内に住所を有する者の所有する指定漁船の全部について記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。